

毛里田の風

5月号



法人理念：多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊重を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

法人使命：「志と誇りを高く！自分も周りもしあわせに！そして、円満へ。」

* 仏教の『自利利他円満』の教えより 社会福祉法人 毛里田睦会 理事長 長谷川俊道

施設運営の方針

「安心してやすらぎのある生活」を送っていただけるよう施設サービスの充実に努めます。

～北部運動公園へお花見に行ってきました。～

4月8日（水）桜と芝桜、ネモフィラが美しく咲き誇っている中
ドライブと散策に分かれお茶とおやつを堪能してきました。



階段を駆け上る方も…！！

見下ろす芝桜もきれいでした。



〈ご案内〉

介護でお困りのことがございましたら、どんなことでもお気軽にご相談ください。

月曜日から金曜日の平日9時～17時に事務所へお越しください。お待ちしております。

連絡先：0276-56-9357

ご家族様へ

面会方法の変更についてお知らせします。現在、新型コロナウイルス感染対策として引き続き面会制限をさせて頂いておりますが、直接会うことは避け、窓越しに顔を合わせながら電話で話をして頂く様に変更させていただきました。

状況を踏まえながら変更させて頂きますのでご協力をお願いいたします。

介護支援専門員：石原



5月の行事予定

鯉のぼりちぎり絵
カーネーション作り



5月のお誕生者様

沢柳様 (72歳)



介護より

介護職員：亀井昌美

個人の尊厳と自立

人間の尊厳とは、「すべての人が社会の人々から敬愛され、一人ひとりの個性が尊重されること」であり、自立は、「自己の意志によって主体的な生活を営むこと」である。人は誰しもその人らしく、幸せに生きたいと願っている。個人の尊厳と自立は、何者からも侵されることのない人としての権利である。この権利は誰にとっても平等で、その権利は互いに尊重されなければならない。個人の尊厳と自立は、憲法第11条の「基本的人権の享有」第13条の「個人の尊厳」第25条の「健康で文化的な保証」により、国民は誰でも、人間的な生活を送ることができることを宣言している。



医務より

看護職員：小林志奈子

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置として引き続き面会制限をさせて頂いております。ご家族様、入所者様共に寂しい、もどかしい思いをしておられるかと思っております。施設の中では三密を避けることは難しいのですが、できる限りの注意を払ってまいります。状況が改善されるまで引き続きご協力をお願い申し上げます。また、ご家族の皆様もご自愛くださいませ。



調理より

管理栄養士：前原陽一



お花見弁当

4月はお花見弁当をお出しました。本当は、桜の木の下で談笑しながらたべられたら良かったんですけど・・・
来年はきっとそう出来ると信じて、今しばらく続く辛抱の日々を耐えていきましょう。



マメ知識

ケアマネ：石原ひろみ

『認知症サポーターの役割について』
厚生労働省は「認知症サポーターに期待されること」として以下の5つを挙げています。①認知症に対して正しく理解し、偏見を持たない②認知症の人や家族に対して温かい目で見守る③近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する④地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携・ネットワークをつくる⑤まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍する
「新オレンジプラン」では認知症の役割として「活動の任意性は維持しつつ、認知症高齢者にやさしい地域づくりを加速するために様々な場面で活躍してもらえるようにする」という方針が示されています。

特別養護老人ホーム毛里田 連絡先

〒373-0016 太田市矢田堀町361番1 TEL0276-56-9357 Fax0276-56-9358

E-mail : info@tokuyou-morita.com

HP:https://www.tokuyou-morita.com/